

取扱区分：「公開」

令和8年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年8月10日(月) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 8 年第 9 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 8 年 8 月 1 0 日（月） 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 3 9 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 7 人

1 番 林 俊 一

2 番 梅 田 照 正

3 番 高 橋 恵

4 番 六郎万 直 美

5 番 林 正 彦

6 番 廣 林 政 憲

7 番 野 村 邦 幸

8 番 市 川 進

9 番 佐 伯 信 治

10番 山 下 敏 彦

12番 兼 重 智

13番 秋 貞 啓 子

14番 藤 井 孝

15番 歳 光 時 正

16番 佐 伯 伴 章

17番 瀧 山 美智子

19番 有 馬 俊 雅

（2）欠席委員 2 人

11番 河 口 清 臣

18番 藤 原 典 子

（3）事務局職員 4 人

局 長 藤 井 良 明

次 長 原 田 賢 二

次長補佐 神 本 和 典

書 記 東 影 淑 子

（4）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第38号	農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定による基本構想の変更に係る意見聴取について	1件
議案第39号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第40号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第41号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第43号	周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則制定について	1件

第3 報告事項

報告第72号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第73号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第74号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	4件
報告第75号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の事業計画の変更届出について	1件
報告第76号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の届出の取消しについて	1件
報告第77号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	4件
報告第78号	非農地判断の結果について	24件
報告第79号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	13件
報告第80号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	1件
報告第81号	現況が農地でないことの証明等について	4件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、11番・河口清臣委員及び18番・藤原典子委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

3番・高橋恵委員及び4番・六郎万直美委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第38号「農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定による基本構想の変更に係る意見聴取について」を議題とい

藤井事務局長

たします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

1 ページの議案第38号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定に基づき、基本構想の変更について、7月10日に市長から諮問があり、意見を求められましたので、同日の委員全員協議会で、変更点について農業振興課から説明があったところです。

その後、農業委員の皆様からのご意見はございませんでした。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第38号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号について、採決を行います。

本件は、意見なしと回答することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号について、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

続きまして、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2 ページの議案第39号は、1 議案 3 件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が280平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため、譲り渡すものです。

	譲受人は、隣接地に居住しており野菜を栽培するため、譲り受けるものです。 農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
9 番・佐伯信治委員	佐伯信治委員 9 番の佐伯信治です。 議案第39号、番号1 番について補足説明いたします。 7 月15日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。同日、申請者には意思確認をしました。 概要は、事務局からの説明のとおりです。 現況は、畑で草刈りがされており、一部で野菜が栽培されていまして。 譲受人は、以前より申請地を借り受けており、草刈り機、耕運機等の農機具を所有し耕作してこられ、夫婦で季節野菜を栽培したいとのことです。 譲渡人は、相続しましたが遠方に居住しており、管理ができないため、譲り渡すとのことです。 調査項目に従って調査しましたが、何ら問題ないと思われます。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございました。 それでは、議案第39号、番号1 番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり） 特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第39号、番号1 番について、採決を行います。 本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が1,925平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜等を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林正彦委員

5番・林正彦委員

5番、林正彦です。

議案第39号、番号2番について補足説明いたします。

7月22日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。

譲渡人には、電話にて意思確認をし、譲受人には、直接お会いし、意思を確認しております。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており、管理が困難なため、このままでは地域に迷惑をかけるため譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、これまでに親族が所有している農地で農業の手伝いを

され、野菜等を栽培した経験もあり、今後は、J Aや知人から農業指導を受け、季節野菜等を販売用として栽培する予定とのことです。

農機具等は共同で所有されておりますが、農地の拡大により農機具等を新たに購入する考えもあるとのことです。

調査項目に従い調査をしましたが、問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第39号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,520平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

議長（山下会長）

原田事務局次長

	以上でございます。 ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。 林俊一委員
議長（山下会長）	
1 番・林俊一委員	1 番、林俊一です。 議案第39号、番号 3 番について補足説明いたします。 7 月17日に推進委員、事務局職員、私で現地確認をしました。 現地は、水稻が栽培されており、稲刈りを待つ状態でした。 譲渡人は遠方に居住しており、以前から管理をしてもらっている譲受人に譲り渡したいとのことです。 譲受人は父親の代から借りている申請地を譲渡人の申し出により譲り受けることにしたそうです。 譲受人は、高齢ではありますが、近くに子どもが住んでおり、これからも一緒に農業をしていくとのことです。 調査項目に従って調査をしましたが、問題はないと思われます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございます。 それでは、議案第39号、番号 3 番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり） 特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第39号、番号 3 番について、採決を行います。 本件は、許可とすることにご異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、議案第39号、番号 3 番は、許可と決定いたします。 次に、議案第40号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消申請について」、番号 1 番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

3 ページの議案第 1 号は、1 議案 1 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、令和 8 年第 4 回総会の議案第 18 号、番号 7 番としての審議を経て、令和 8 年 4 月 10 日付け指令周農委 3 条許可第 15 号として許可したものに関連します。

今回、譲受人が代表を務める法人の事業の実施にあたり、申請地での駐車場の整備が必要となったため、当該許可処分の取消申請がありました。

所有権については、移転されていないことを登記全部事項証明書で確認しております。

今回の許可処分の取り消しは、適当と考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第 40 号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 40 号、番号 1 番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第 40 号、番号 1 番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことと決定いたします。

続きまして、議案第 41 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、番号 1 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

4 ページの議案第 41 号は、1 議案 1 件です。

番号 1 番についてご説明します。

申請地は、周南市須金支所から西へ約970メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、土地利用計画図、現地写真、公図は参考資料の1ページから6ページのとおりです。

本件は、申請人の親族が、昭和60年頃に観光農園の経営のため、農地法の手続きを行う必要があることを知らず、農地の一部に直売所、トイレ、農業用倉庫を設置した無断転用を迫認するか否かの事案になります。

この無断転用については、申請書に顛末書が添付されており、申請人は反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

申請地は、農業振興地域内の農用地で、令和8年8月5日付けで、農用地利用計画の用途区分が、樹園地から農業用施設用地に変更されております。

本件は、農地区分が農用地区域内農地の転用になりますが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、農地法第4条第6項本文ただし書及び農地法施行令第4条第1項第2号イにおいて規定される不許可の例外に該当するもので、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

3番、高橋です。

議案第40号、番号1番について補足説明いたします。

7月23日に推進委員2名、事務局職員、私で現地確認をしました。概要は事務局からの説明のとおりです。

申請人は、梨とブドウの観光農園を営んでおり、来年には、経営移譲される予定で、その手続きの際に、農地に農業用施設が設置さ

議長（山下会長）

3番・高橋委員

れていることが判明し、今回の申請となりました。

施設は昭和60年頃、申請人の先代が観光農園経営のため設置されたもので、申請人は先代から農園を引き継いで経営されていました。

いずれも、農園経営に必要な施設であると思われますので、施設の設置はいたしかたないと思われます。

申請人は農地法の規定の認識が不十分であったことを深く反省しており、顛末書も提出されております。

関係書類に沿って確認しましたが、問題はありません。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

5ページの議案第42号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、高水駅から西へ約260メートルに位置し、所在、地目、

議長（山下会長）

神本次長補佐

地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の7ページから12ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地にあたる第3種農地に該当します。

譲受人は、建設業を営む法人で、事業拡大のため申請地を取得し、資材置場、駐車場、事務所として使用するものです。

申請地は、しばらく耕作しておらず、今後も耕作の予定がないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地内に既設の倉庫、32.83平方メートルがありますが、これは以前、農地法施行規則第29条第1号の適用により、農地の転用の制限の例外として、農業用施設を設置したものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存の資材置場については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、農地転用後は資材置場等として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

河口委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

11番、河口です。

議案第42号、番号1番について補足説明いたします。

7月30日に推進委員、事務局職員、私で現地確認をしました。

申請者には、後日、意思確認をしました。

内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の現況は、田と畑であり、作付けはされていませんが、草

刈り等の自己管理はされていまして。

譲受人は、建設業を営んでおり、事業拡大のため第二拠点となる土地を探していたところ、本店と現場との中間地点であり、騒音や交通に支障がなく近隣住民への影響がない申請地を譲り受けることにしました。

譲渡人は、当該農地は、相続により取得したもので、これまで一度も耕作を行っておらず、今後も農業に従事する予定はなく、このままでは耕作放棄地となり地域に迷惑をかけるため、農地を譲り渡すことにしたとのこと。

必要書類も提出されており、調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第42号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、勝間駅から西へ約90メートルに位置し、所在、地目、

議長（山下会長）

神本次長補佐

地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の13ページから17ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地にあたる第3種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積397.60平方メートル、パネル枚数180枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作が困難な土地ということで休耕していたところ、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林正彦委員

5番・林正彦委員

5番、林正彦です。

議案第42号、番号2番について補足説明いたします。

7月30日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。

申請者には、後日、意思確認をしました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

譲受人は、申請地は岩徳線と国道2号の中間にあり、申請地が太陽光発電事業に適していることから、選定したとのことでした。

譲渡人は、一人は高齢者であることから、もう一人は、遠方に居住していることから耕作、草刈り等の管理をすることができないため、譲受人からの提案を受け入れ、譲り渡すことにしたとのことでした。

6月30日には地元説明会を開催され、説明会の結果も添付されて

議長（山下会長）

おります。

調査項目に従い、調査をしましたが、問題はないと思われます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第42号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市立三丘市民センターから西へ約870メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の18ページから22ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

借受人は、山陽自動車道盛土補強工事について、NEXCO西日本中国支社の用地内のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出て、農地の一時的な転用により工事用道路及び耕土の仮置場として使用するため賃貸借するもので、一時転用の期間は令和9年7月31日までです。

議長（山下会長）

15番・歳光委員

議長（山下会長）

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

また、本事案は一時的な転用であることから、盛土補強工事の完了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

15番、歳光です。

議案第42号、番号3番について、補足説明いたします。

7月21日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

山陽自動車道盛土補強工事に係る農地の一時的な転用により工食用道路及び耕土の仮置場として使用するため賃貸借するもので、賃貸借期間は令和9年7月末までの予定であり、その後は、現状に戻す約束になっております。

調査項目に従い、調査をしましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第42号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号、番号3番は、許可と決定いた

します。

続きまして、議案第43号「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

6ページの議案第43号については、「別紙 周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」の2ページの「新旧対照表」をご覧ください。

今回の改正は、推進委員の担当区域をわかりやすく表記するため、別表中、第10区の区域の、「菊川」を「上村・川曲・中野」に改め、第20区の主な範囲に、「巢山（新南陽）」を加え、第32区の主な範囲から、「第20区」を除くようにするものでございます。

なお、附則では、この規則の施行期日は、公布の日から施行するとしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第43号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号について採決を行います。

本件は、原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第72号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長	藤井事務局長
議長（山下会長）	7 ページから 9 ページの報告第72号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は 8 件で、全てが相続によるものです。 内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第72号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第73号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 10ページの報告第73号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。 今回は、1 件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 議長（山下会長） 説明が終わりました。 以上で、報告第73号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第 74 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 11ページの報告第74号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許

議長（山下会長）

可は不要とされています。

今回は、4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第74号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第75号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

12ページの報告第75号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第75号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第76号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の届出の取消しについて」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

13ページの報告第76号は、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、農地転用届出受理後に、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱第2条第7項の規定による

届出の取消願の提出があったので、当該届出を取り消したことを報告するもので、今回は1件です。

番号1番は駐車場とする農地転用届出について、令和8年7月2日付け周農委5条受理第35号として受理通知書を交付し、本日の総会の報告第74号、番号1番として報告していますが、所有権移転は未執行です。

届出受理後に、別の譲受人が駐車場として転用予定となり、この届出を取り消す旨の取消願が7月14日付けで提出され、同日付け周農委5条受理第35号の2として取消通知書の交付したものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

続きまして、報告第77号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

14ページの報告第77号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は、4件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、報告第78号「非農地判断の結果について」、事務局よ

り説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

15ページ及び16ページの報告第78号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は24件です。

判断の結果、農地に該当が6筆、5,742.00平方メートル、非農地に該当が18筆、13,795.00平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第78号を終わります。

続きまして、報告第79号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

17ページの報告第79号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった13件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理し

議長（山下会長）

ていましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第79号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第80号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

18ページの報告第80号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は1件です。

判断の結果、番号1番は非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第80号を終わります。

続きまして、報告第81号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

19ページ及び20ページの報告第81号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するかどうかの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は4件です。

非農地判断の結果、番号4番は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他はすべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第81号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時39分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年8月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 高 橋 恵

署名委員 六郎万 直 美